

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 三六三
 - 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第一項の規定により認可した件 三六三
 - 県営土地改良事業計画を定めた件 三六六
 - 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件 三六六
 - 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件六件 三六八
 - 道路の区域を変更する件二件 三六八
 - 公金の徴収の事務を委託した件四件 三九〇
- 公 告**
- 一般競争入札を行う件 三九三
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 三九四
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会**
- 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 三九四

告 示

福 島 県 告 示 第 四 百 八 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年六月二十四日から同年十月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まらづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙書面のとおり
（変更後）別紙書面のとおり
変更した年月日
- 三 別紙書面のとおりに
届出年月日
平成二十八年六月七日
- 四 届出をした者
仙台ターミナルビル株式会社
（別紙書面）は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
（商業まらづくり課）

福 島 県 告 示 第 四 百 九 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八條第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所又は所在地		
株式会社 フェリスラテ	福島市土船字新林二五一一七	筆	福島市桜本字新開前一二〇ほか十二
佐々木 光洋	福島市佐原字入左原五〇一一		福島市土船字上林一三三―四ほか十二筆
大友 伸夫	福島市上名倉字李木一二二		福島市上名倉字寺西三二一ほか一筆
佐藤 幹彦	福島市笹谷字塗谷治六三三		福島市大笹生字熊野前四九一一

佐久間 俊一	柏原 秀雄	磯貝 晃	阿部 利徳	有有限会社 ねめ農場	有有限会社 ロンティア	有有限会社 木農園	株式会社 田農園	菅野 照	佐藤 富二	株式会社 トウファーム	丹治 正志	齋藤 富雄
郡山市喜久田町前田 沢字上原一七	郡山市田村町曲字 牛骨四一	郡山市湖南町福良字 外出二七二三	郡山市熱海町長橋字 後庵一八	郡山市片平町字木藤 田四九一二	郡山市三穂田町富岡 字住ノ内七一三	郡山市田村町大供字 向一七三	郡山市湖南町福良字 畑ノ前二五三四	伊達市霊山町石田字 家ノ入六	福島市飯坂町平野字 篋内前一〇一二	福島市大笹生字横堀 一三一	福島市平石字山発田 一	福島市平石字町田八
郡山市喜久田町前田沢字中赤津六ほか 十三筆	郡山市田村町上道渡字向田二六ほか四 筆	郡山市湖南町福良字上大豆田一五六一 一ほか五筆	郡山市熱海町長橋字一ノ関九〇一ほか 二筆	郡山市片平町字山田山一一一五	郡山市三穂田町富岡字薬師七四ほか三 十三筆	郡山市田村町大善寺字中山田三〇七一 一ほか七筆	郡山市湖南町福良字上大豆田九九一 ほか五筆	伊達市霊山町石田字谷田岸前一五一二	福島市飯坂町平野字相馬田二七ほか二 筆	福島市大笹生字中田四七	福島市平石字薬師堂八二一ほか二筆	福島市平石字宮田一四ほか三筆

有有限会社 部農場	根本 政美	齋藤 辰美	吉田 重太郎	柳田 操	柳沼 守	星 治男	古川 正博	古川 正範	古川 専三	藤田 稔	橋本 広雄	高原 栄治
須賀川市江花字切縮 一七七	岩瀬郡鏡石町新町三 一三	郡山市湖南町福良字 外出二七一七一	郡山市三穂田町駒屋 字石橋一八	郡山市逢瀬町河内字 水上一〇九	郡山市三穂田町駒屋 字二斗蒔六七	郡山市熱海町長橋字 大穴四	郡山市中田町柳橋字 高谷五七六	郡山市中田町柳橋字 中倉二一六	郡山市中田町柳橋字 高谷五三	郡山市熱海町安子島 字桜畑五八	郡山市三穂田町駒屋 字四斗蒔七二一	郡山市三穂田町駒屋 字西畑一三一
須賀川市江花字下原四一五ほか三筆	須賀川市前田川字松葉田一七四ほか三 筆	郡山市湖南町福良字下大豆田六二ほか 三筆	郡山市三穂田町川田二丁目一四五	郡山市逢瀬町河内字曲師館山一一二	郡山市三穂田町駒屋三丁目三三ほか二 筆	郡山市熱海町長橋字大穴一八九ほか一 筆	郡山市中田町柳橋字高谷五五三ほか一 筆	郡山市中田町柳橋字高谷五四六一二	郡山市中田町柳橋字高谷九〇三ほか一 筆	郡山市熱海町安子島字内野一六八一 ほか一筆	郡山市三穂田町駒屋二丁目八八ほか十 三筆	郡山市三穂田町駒屋二丁目五七ほか五 筆

高橋 賢一	永井 久吉	鶴川 盛登	株式会社 吉野家フアーム 福島	藤井 貴之	鈴木 滋夫	水野谷 幸一	吉田 義勝	柳沼 正寿	相楽 一郎	森藤 菜津美	柳沼 秀康
○ 会津若松市門田町大字一ノ堰字村東七九	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東五七三	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西九八七	白河市表郷金山字竹ノ内三五	西白河郡西郷村大字真船字折口下二一二	白河市表郷金山字荒屋五	白河市表郷番沢字御殿ヶ入二飛山二八	白河市東栃本字南向田四〇	須賀川市大桑原字西ノ内九七	須賀川市大久保字尼ヶ作一七二	須賀川市榊衝字久保ノ内八三	須賀川市江花字原三九
会津若松市門田町一ノ堰羽黒八ほか四筆	会津若松市門田町一ノ堰八六―bほか八筆	会津若松市門田町一ノ堰羽黒五一ほか五筆	東白川郡棚倉町大字金沢内字新割一九ほか十五筆	西白河郡西郷村大字真船字上川前三七ほか十二筆	白河市表郷金山字仲町一一ほか三筆	白河市表郷番沢字山下八〇ほか五筆	白河市東釜字字新薄久保八ほか二筆	須賀川市大桑原字西の作二〇五ほか三筆	須賀川市大久保字原田二六二ほか十七筆	須賀川市榊衝字上道五二ほか二筆	須賀川市江花字川北一六

佐藤 美幸	佐藤 静夫	佐藤 昌榮	佐藤 秋雄	佐藤 光一	高橋 民夫	高橋 正雄	高橋 庄作	高橋 弘光	高橋 光弘
会津若松市門田町大字一ノ堰字村東四五	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東一八九	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東二一四	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西四八五	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東二二四	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東七九九	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東七四四	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東七五五	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東八〇八	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西九六九
会津若松市門田町一ノ堰七〇―aほか三筆	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西四六九ほか二筆	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東二一〇	会津若松市門田町一ノ堰四九―一ほか六筆	会津若松市門田町一ノ堰四七ほか五筆	会津若松市門田町一ノ堰一〇六―aほか七筆	会津若松市門田町一ノ堰羽黒一八ほか八筆	会津若松市門田町一ノ堰羽黒一〇―cほか六筆	会津若松市門田町一ノ堰羽黒九―bほか十七筆	会津若松市門田町大字一ノ堰字羽黒西二ほか五筆

山口 キヨ子	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東二三	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西四七五ほか六筆
山田 勝利	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西七六九	会津若松市門田町一ノ堰一〇六一bほか二十五筆
小山 栄一	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東一九三	会津若松市門田町一ノ堰三九一aほか三筆
深谷 義彦	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東四五六	会津若松市門田町一ノ堰八ほか一筆
石井 伸一	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西四七一	会津若松市門田町一ノ堰二一cほか一筆
石井 良一	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東二二一	会津若松市門田町一ノ堰五一b
大竹 正美	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東四六三	会津若松市門田町一ノ堰一〇六一cほか二筆
大竹 誠	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西四六四	会津若松市門田町一ノ堰一一ほか十四筆
大友 佑樹	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西五六	会津若松市門田町一ノ堰二八ほか二筆
長谷川 幸江	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東二一	会津若松市門田町一ノ堰二五ほか二筆

渡部 たみ子	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東二一九	会津若松市門田町一ノ堰二一bほか六筆
渡部 仁	会津若松市門田町大字御山字中村七七	会津若松市門田町一ノ堰三一ほか三筆
白井 サカイ	会津若松市門田町大字一ノ堰字羽黒前一五	会津若松市門田町大字一ノ堰字羽黒西四一ほか二筆
白井 久	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東八〇五	会津若松市門田町一ノ堰羽黒五三ほか十一筆
白井 康友	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西八	会津若松市門田町一ノ堰一三ほか二筆
白井 和衛	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東四五〇	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西五〇五一二ほか三筆
有 限 会 社 S	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西七四三	会津若松市門田町一ノ堰五六一bほか十二筆
鈴木 中庸	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西四九二	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西四八八ほか二筆
鈴木 壽之	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東二〇九	会津若松市門田町一ノ堰五四一aほか二筆
高橋 庄弥	会津若松市門田町大字一ノ堰字村東八〇七	会津若松市門田町一ノ堰羽黒三ほか十七筆

株式会社 あぐりファイト横沼	古川 正俊	古川 由美子	矢沢 千賀子	古川 秀男	古川 義彦	古川 惇	古川 秀廣	大竹 麗子	渡部 和広	矢沢 晴信	小山 要一
会津若松市神指町大字北四合字横沼一〇	会津若松市神指町横沼二一五	会津若松市神指町横沼二二七	会津若松市神指町横沼二二九	会津若松市神指町横沼二二二	会津若松市神指町横沼二二三	会津若松市神指町大字北四合字花川作丙五三九	会津若松市神指町横沼二四八	会津若松市高野町大字中沼沼末二九五	会津若松市慶山一一二一〇	会津若松市神指町横沼二二六	会津若松市大戸町大字高川乙二〇七
会津若松市神指町横沼一ほか百四十三筆	会津若松市神指町横沼二四一bほか一筆	会津若松市神指町横沼二六一b	会津若松市神指町横沼八一b	会津若松市神指町横沼二二一b	会津若松市神指町横沼二二一b	会津若松市神指町横沼二〇一bほか二筆	会津若松市神指町横沼八七ほか三筆	会津若松市神指町横沼八〇一b	会津若松市神指町横沼二三一b	会津若松市神指町横沼二五一bほか四筆	会津若松市大戸町上三寄香塩一六三七

鈴木 和意	阿部 厚志	安部 寛一	笠間 正	穴澤 清和	原 智之	佐藤 昭男	小林 昌人	大関 守	長沢 実	渡部 源衛	菅沼 敏高
耶麻郡磐梯町大字大谷字上屋敷八〇	耶麻郡猪苗代町大字三郷字下太子堂二六五	耶麻郡猪苗代町大字山瀉字山瀉二四〇六	耶麻郡猪苗代町大字千代田字千代田甲一八二	耶麻郡猪苗代町大字長田字鶴田二三一	耶麻郡猪苗代町大字千代田字打越分乙七	耶麻郡猪苗代町大字関都字堂脇二六六八	耶麻郡猪苗代町大字千代田字村ノ内丙一八五	耶麻郡猪苗代町大字千代田字打越分乙五	耶麻郡猪苗代町大字八幡字土手内二二	耶麻郡猪苗代町大字磐里字島田一九五五	耶麻郡猪苗代町大字西館字中屋敷二〇二
耶麻郡磐梯町大字大谷字七面二八ほか七筆	耶麻郡猪苗代町大字三郷字三郷二〇三一ほか十三筆	耶麻郡猪苗代町大字山瀉字山瀉東一二ほか九筆	耶麻郡猪苗代町大字千代田字柳田三三ほか十筆	耶麻郡猪苗代町大字長田字飯台二八ほか十二筆	耶麻郡猪苗代町大字堅田字小荷田二三四〇一ほか二筆	耶麻郡猪苗代町大字関都字新都沢二一ほか七筆	耶麻郡猪苗代町大字千代田字上畑田丙四二四一ほか十四筆	耶麻郡猪苗代町大字千代田字南広前七	耶麻郡猪苗代町大字八幡字明村北一〇ほか二筆	耶麻郡猪苗代町字堤西一四九五一ほか十五筆	耶麻郡猪苗代町大字西館字宮東六ほか一筆

安藤 正弘	今井 至	鈴木 淳一	有 限 会 社 ま だ ズ や	鈴木 祐一	遠藤 雅隆	株 式 会 社 イ ゴ 農 園 ダ	内島 康雄	安部 一浩	五十嵐 利昭	農 事 組 合 法 人 ハ ッ ピ ー グ リ ー ン	土屋 勇雄
喜多方市塩川町三吉	喜多方市塩川町金橋 字江添九一四	喜多方市塩川町四奈 川字西鏡召二〇二一	喜多方市塩川町四奈 川字西鏡召二〇三九一	喜多方市熱塩加納町 米岡字円田乙一〇五	喜多方市上三宮町吉 川字下三宮二八六一	喜多方市字一本木下 七八一七	喜多方市慶徳町豊岡 字反町一三八七	喜多方市岩月町宮津 字柏原廻六五八一	喜多方市豊川町米室 字綾金一二〇	耶麻郡猪苗代町大字 川桁字元幸野二一	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字壺下二五
喜多方市塩川町三吉字瀬戸田一五ほか	喜多方市塩川町金橋字山下四八	喜多方市塩川町四奈川字西鏡召四四一 一ほか三筆	喜多方市塩川町四奈川字若宮五三ほか 一筆	喜多方市熱塩加納町加納字根岸四七ほ か一筆	喜多方市松山町大飯坂字飯田三三三ほか 一筆	喜多方市慶徳町豊岡字中江一〇ほか十 二筆	喜多方市慶徳町豊岡字高木四五一ほ か一筆	喜多方市岩月町宮津字桜壇四ほか一筆	喜多方市豊川町米室字綾金南一六ほか 二筆	耶麻郡猪苗代町大字川桁字栃久保三八 ほか二筆	耶麻郡猪苗代町大字壺楊字関下一二ほ か五筆

星見 光英	寺澤 白行	馬場 正明	菊地 新六	株 式 会 社 夢 の 郷 米	櫻井 光治	若林 輝男	猪俣 一徳	荒井 和千代	齋藤 淳	渡部 常幸	原 源之
南相馬市原町区上太 田字内堀子一二二	南相馬市鹿島区寺内 字的場一七―三	南会津郡南会津町小 塩字持石六八九	南会津郡南会津町小 塩字居平三六七	大沼郡会津美里町福 重岡字桜ノ下二七	大沼郡会津美里町下 堀字中川二九〇	大沼郡会津美里町赤 留字南中二四五二	大沼郡会津美里町鶴 野辺字木戸東乙四四 八―二	大沼郡会津美里町字 荒井甲一六二一	河沼郡柳津町大字飯 谷字新町甲一四三	河沼郡柳津町大字藤 字沢向一九八〇―一	喜多方市熱塩加納町 宮川字半在家一五〇 九
南相馬市原町区上太田字上ノ内三三四― 一ほか三筆	南相馬市鹿島区寺内字権現沢二二八ほ か七十四筆	南会津郡南会津町小塩字持石一七ほか 一筆	南会津郡南会津町小塩字仲田七二	大沼郡会津美里町橋丸字村南一四二ほ か四筆	大沼郡会津美里町永井野字永井野四二 三ほか六筆	大沼郡会津美里町字上江七〇六ほか三 筆	大沼郡会津美里町鶴野辺字沖中田一 三ほか三十一筆	大沼郡会津美里町字家西三〇―三ほか 八筆	河沼郡柳津町大字柳津字上田一五八ほ か二筆	河沼郡柳津町大字藤字滝ノ上六ほか一 筆	喜多方市熱塩加納町宮川字半在家道北 一二四

安藤 喜一	双葉郡川内村大字上川内字続ヶ滝一〇	双葉郡川内村大字上川内字続ヶ滝五ほか三筆
吉田 仁	いわき市四倉町白岩字宮ノ前三七	いわき市一時利用地反町二一―Aほか二十一筆
株式会社 JRとまミランド いわきファーム	いわき市四倉町長友字深町三〇	いわき市一時利用地助五郎四―Aほか十筆
鯨岡 千春	いわき市四倉町長友字済戸六三	いわき市一時利用地砂子田三五―Aほか五十八筆
根本 常勝	いわき市三和町上永井字高戸八七	いわき市三和町下永井字大堀七九ほか六筆

二 認可年月日
平成二十八年六月二十四日

(農業担い手課)

福島県告示第四百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、黒川地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業(ため池等整備事業(用排水施設整備(土砂崩壊防止)))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年六月二十七日から
同 年七月十九日まで (二十三日間)
- 三 縦覧の場所
西郷村役場

(農村計画課)

福島県告示第四百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市平上平窪字加ノ内一五二の一(国有林)、一五二の一から一五二の四まで、一五二の五・一五二の六・一五二の七・一五二の八(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、一五二の九、字大沢五二の二・五二の九、五二の二〇、字山ノ神六五(次の図に示す部分に限る。)、平上片寄字菅蒲沢一の九、一の一〇、一の一五、平上荒川字笑堂一九の一、一九の三、一六三の一(次の図に示す部分に限る。)、一六三の二、字大沢五一の二、一二四の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
平上荒川字笑堂一九の一、字大沢五一の二、一二四の三

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
澤田裕伯 小野文弥 小野福次 蛭田宗市 蛭田幸平 小野一吉 蛭田正男 蛭田市郎 稲村秀造 新藤一 小宅克明 稲村兼吉 小宅寅一 小宅辰男
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十八年福島県告示第三百四十八号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
小宅新五郎 日野菊藏 小宅栄助 稲村庄藏 新藤一 稲村兼吉 小宅寅一 小宅辰夫 田末広 小宅新五郎 新藤庄五郎 日野菊造
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十八年福島県告示第三百四十九号）によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十八年福島県告示第三百五十号）によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
蛭田熊吉 小宅新五郎 小宅栄助 小野喜四郎 新藤庄五郎 水野兵三郎 村田要平 稲村庄八 稲村庄藏 鈴木喜三郎
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十八年福島県告示第三百五十一号）によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

田子己之藏 田子平兵エ 田子庄作 田子長三郎 加茂俊直 笹川保 皆川進 古川貞雄 高木直枝 高橋トク 佐藤勇雄 佐藤岩雄 作山キミ子 蛭田庄次 秋山チヨ 秋山久保 秋山忠志 秋山正治 秋山芳一 川井孝子 沢田利治 田山修渡辺正子 白石吏子 白石正市 蓬来美資 鈴木好雄

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(平成二十八年福島県告示第三百五十二号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の揭示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

下藤孝子 和田正男 松崎重二郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(平成二十八年福島県告示第三百五十二号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第四百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十八年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道浪江 国見線	伊達郡国見町大字藤田 字中沢四 一五番二地 先から 同 郡同 町大字藤田 字日渡二 一番一地先 まで	変更前 変更後	八・〇〇 一四・五 一一・〇〇 一三・〇	一四六・七 一四一・七

(道路計画課)

福島県告示第四百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十八年六月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道霊山 松川線	伊達郡川俣町大字秋山 字町柗下五六番地先か ら 同 郡同 町大字秋山 字町柗下一七番地先ま で	変更前 変更後	六・〇〇 一六・八 六・〇〇 二五・四	一一六・七 一一六・七

(道路計画課)

福島県告示第四百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
公金の徴収の事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。
平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
- 1 福島県県営住宅家賃等（県北地区）の徴収事務
 - 2 福島県県営住宅家賃等（いわき地区）の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
- 1 名称 特定非営利活動法人循環型社会推進センター
 - 2 所在地 福島市五月町四番二十五号
- 三 徴収の事務を委託する期間
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(建築住宅課)

福島県告示第四百二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
公金の徴収の事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。
平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
- 1 福島県県営住宅家賃等（県中地区）の徴収事務
 - 2 福島県県営住宅家賃等（県南地区）の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
- 1 名称 太平ビルサービス株式会社郡山支店
 - 2 所在地 郡山市虎丸町二十一番十号
- 三 徴収の事務を委託する期間
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(建築住宅課)

福島県告示第四百二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
公金の徴収の事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。
平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県県営住宅家賃等（会津地区）の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地

- 1 名称 浅沼産業株式会社
 - 2 所在地 会津若松市山鹿町六番六十二号
- 三 徴収の事務を委託する期間
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(建築住宅課)

福島県告示第四百二十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
公金の徴収の事務を平成二十八年四月一日次のとおり委託した。
平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
- 1 福島県県営住宅家賃等（相双地区）の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
- 1 名称 庄司建設工業株式会社
 - 2 所在地 南相馬市原町区青葉町二丁目一番地
- 三 徴収の事務を委託する期間
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(建築住宅課)

公 告

公告第161号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワークシステム更新業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年6月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県総合情報通信ネットワークシステム更新業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結日から平成29年3月31日まで

(4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）ほか137箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) この公告に示した仕様と同等程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年7月13日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県危機管理部危機管理総室災害対策課分室

電話024-521-7195

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成28年6月24日（金）から同年7月13日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成28年7月8日（金）午後5時までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成28年8月4日（木）午後1時30分

(2) 場所 福島県庁西庁舎11階災害対策課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年8月3日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : Update of the integrated
information and telecommunications network system of the Fukushima Prefectural
Government lset

(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 4 August 2016

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 3 August 2016

(4) Contact point for the notice : Disaster Prevention Division Annex Room,
Planning and Coordination Section, Risk Management Department, Fukushima
Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima
960-8670 Japan TEL024-521-7195

(災 害 対 策 課)

公告第六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 申請のあつた年月日

平成二十八年五月二十四日

二 名称

特定非営利活動法人ほほえみ

三 代表者の氏名

半澤 知子

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市松川町字原九十二番地の六

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障がい者、精神障がい者に対し、安心して暮らせる環境づくりや生活の場の提供、また、社会の一員として積極的に社会に参加できるよう支援するとともに、将来不安や心配を抱えている家族に対しても協力支援し、福祉の推進と障がい者の生活の向上に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第六十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十八年六月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 申請のあつた年月日

平成二十八年五月十日

二 名称

特定非営利活動法人南相馬サイエンスラボ

三 代表者の氏名

齋藤 実

四 主たる事務所の所在地

福島県南相馬市原町区東町二丁目五十番地

五 定款に記載された目的

この法人は福島県内等に在住する幼児・児童・生徒・親子等に対して各種自然科学・農業・食育・環境保護・歴史・文化等の体験活動支援や学習活動支援等の青少年健全育成等に関する事業、地域教育プログラムや教育施設の運営の活性化と有効活用をはかるための事業を行い、こどもたちの健全育成と地域教育力の向上に寄与することを

目的とする。

福島県選挙管理委員会

（文化振興課）

福島県選挙管理委員会告示第六十五号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八号第四項（第九号第一項、第十号第一項、第十一号第一項又は第十二号第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があつた。

平成二十八年六月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

変更前	一般財団法人大原綜合病院 院附属大原医療センター	変更後	一般財団法人大原記念財 団大原医療センター	変更年月日	平成二八年四月一日
-----	-----------------------------	-----	--------------------------	-------	-----------